

○第121回遺伝子組換え食品等専門調査会（公開）

日時：平成25年12月12日（木）14：00～15：26

議事概要：

（1）組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）の改正等について

①遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種について

・審議の結果を食品安全委員会へ報告することとなった。

②いわゆる「セルフクローニング」、「ナチュラルオカレンス」について

・『「最終的に導入されたDNAが当該宿主と同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」又は「組換え体が自然界に存在する微生物と同等の遺伝子構成である場合」のいずれかに該当することが明らかであると判断する基準（案）』を一部修正の上、審議の結果を食品安全委員会へ報告することとなった。